

# 第1回真庭市総合計画推進本部会議 次第

時間：令和2年4月7日 15：00～

場所：真庭市役所 本庁舎3階 応接室

## 1. 開 会

## 2. 本部長あいさつ

## 3. 報告事項

(1) 第1期真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略（延長改訂版）について

## 4. 協議事項

(1) 第2次真庭市総合計画改訂及び第2期真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の方針、推進体制について

(2) その他

## 5. 閉 会

# 真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略

「里山資本主義」真庭～未来への挑戦～

(延長改訂版)



令和2年3月改訂

真庭市総合計画推進本部

# 目次

I. 基本的な考え方	1
II. 真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ	1
III. 政策の企画・実行に当たっての基本方針	4
1. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立	
2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則	
IV. 取組体制と「CAPD」の整備	6
(1) 真庭市 <del>まち・ひと・しごと創生総合計画</del> 推進本部及び市民会議の設置・運営	
(2) データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出	
(3) 地域間の連携推進	
(4) 人材の育成と確保	
(5) CAPD サイクルの「見える化」	
V. 施策の方向	7
(1) 真庭にしごとをつくり、安心して働けるようにする	
(2) 真庭への新しいひとの流れをつくる	
(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望と教育・社会福祉を地域で支える仕組みをつくる	
(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る	
(5) 地域と地域を連携する（広域連携の推進）	

## I. 基本的な考え方

経済の流動化、東日本大震災後の安全意識の変化など真庭市を取り巻く社会情勢は大きく変化し、真庭市自体も、人口減少と高齢化が同時に進行する大きな社会構造の転換期にあります。こうした「まち」の縮小は、住民の経済力の低下につながり、地域社会の様々な基盤の維持を困難とし、『人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる』という負のスパイラルを産み出しており、こうした状況に対応するためには、「人口減少・地方消滅」という構造的な課題に、真庭市が一丸となって取り組む必要があります。将来の真庭市に住む「ひと」たちが豊かな生活を続けていくことができるかは、今の私たちに委ねられていることを真正面から受け止め、先人から引き継いだ自然環境や豊かな文化、地域資源などのたくさんの価値（真庭市の価値）を生かし、大切に、誇りとし、**SDGsの理念も踏まえ**ながら、将来の真庭市民のためにも持続可能な「まち」をつくらなければなりません。

## II. 真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

国は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」において、2030年に合計特殊出生率を1.8程度に回復させることを目標として掲げ、この達成が5年遅れるごとに国レベルで300万人程度の人口減少に繋がると推計し、危機意識を明確にしています。第2次真庭市総合計画においても、今後10年間に大きな人口構成の変化が生じると予測しており、この期間が真庭市にとって最も重要な時期であることは国の分析と同様であり、このような検証結果からも、人口減少に対する的確な政策を官民挙げて取り組み、未来を開いていくことが、真庭市のみならず日本全体にとって喫緊の課題です。

真庭市においては、既に「第2次真庭市総合計画」に基づき、各分野の政策を鋭意進めているところですが、今般、真庭市経営に係るすべての政策の中から、「総合計画」に示した市の将来像達成のための「基本目標」、「基本構想」に合致し、さらに「国の地方創生の基本的理念、総合戦略等」を参酌しながら、特に人口減少抑制と地域活性化に直接的に中・短期的に効果が見込まれる分野に絞り、**56**年間に実施すべき具体的な政策・施策・事務事業を「総合戦略」として明確にすることとしました。

### 【真庭市政策体系】

【最上位計画】第2次真庭市総合計画：計画期間：H27～H36

真庭市主要計画等政策体系（長期的、計画的、継続的な施策の総体、実施計画）

真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略：計画期間：H27～**H31R2**

対象事業：真庭市の全政策から国の総合戦略に示された以下の4分野の内、特に今後**56**年間で集中的に実施すべき政策を抽出

- ① 地方における安定した雇用の創出
- ② 地方への新しい人の流れを作る
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

## 【第2次真庭市総合計画】

### 1. 「基本目標」～25年後のまちの姿～

- (1) 「真庭ライフスタイル」…多彩な真庭の豊かな生活の進化と継承
- (2) 「ひと」…私たちが創り未来につなげる
- (3) 「まち」…多彩性と循環性のあるまち
- (4) 「市役所」…市民と新しい価値をつくる

### 2. 「基本構想」～10年間で達成しておきたいこと～

#### (1) 「ひと」の生活と「まち」の活性化のための「回る経済」

真庭ライフスタイルを実現するためには、安定した経済的生活基盤が不可欠です。そのためには、産業の育成による就業環境の多様化と質の向上の必要があります。地域の「ひと」と資源の循環、さらに市外との連携による「回る経済」の確立を進めます。

##### ①ひと・もの・かねの循環と連携（回る経済）

- ・オール真庭体制で「ひと」の暮らしを豊かにするための「回る経済」を確立
- ・女性、高齢者、障害者、若者の社会参加、地域づくり、社会貢献活動の経済価値化

##### ②経済産業活性化のビジョン（経済分野への行政関与の方針）

- ・起業マインドを助長、支援する政策（自らによる仕事の創出と起業の支援）
- ・真庭市由来の資源、技術を生かした産業興し、生業化の支援

#### (2) 「ひと」を呼び込む多彩な「地域づくり」

多彩な「まち」になるには、地域資源（もの、ひと、歴史、文化など）の再発見や創出が必要です。個性ある地域をつくり、多彩で豊かな「まち」で、それぞれの市民が、自分にあった生活を実現し、さらに豊かな生活を実現するために、自然、文化、歴史などの財産を維持保全・伝承し、真庭が誇る美しい里山を舞台に、市内外の「ひと」が交流し、定住へとつなげていきます。

##### ①より良い暮らし方、資源の使い方、新たな発見を期待（交流・情報発信）

- ・縦軸（地域コミュニティ）と横軸（市民活動）の主体的取り組みによる地域の魅力向上とポテンシャルの最大活用
- ・地域資源の「掘り起こし（発掘・創出）」、「磨き」、「連携（組合せ）」による地域の活性化
- ・真庭ライフスタイルの発信（シティプロモーション）

##### ②「今の市民」も「これからの市民」もどちらも大事（定住）

- ・互いに「価値」と「強み」を持ち、「選び、選ばれる」、「互いに認め合い、高め合う」対等な関係
- ・地域に「たくさんの選択肢」があり、「多彩」で「多様」な「まち」
- ・地域住民の思いと移住・定住者をつなぐ受け入れ環境の整備

#### (3) 多彩で豊かな暮らしを保障する「子育て・教育と社会福祉」

教育と社会福祉は、人生と生活の安全を保障するもので、社会の責任であり「ひと」にとっては重要な権利です。どちらが欠けてもライフスタイルを実現することはできず、この二つがそろってはじめて、ライフス

マイルの実現の可能性が広がります。

#### ①一人ひとりの可能性を広げる（子育て・教育）

##### ◆だれもが安心して子どもを産み育てることができる環境と支援できる「まち」を市民とつくる

・結婚・妊娠・出産・育児・就学前家庭教育や学校教育までの各段階・分野で、親は安心して子育てができ、子どもはのびのび安心して成長できる「まち」になる

##### ◆それぞれの個性と能力を十分に伸ばすことのできる環境づくり

・「学ぶ楽しさ」「知るよろこび」「実践する面白さ」の実感  
・学びと教育を通じて、子どもや若者が心豊かに成長し、だれもが生涯にわたり学ぶことができる

#### ②安心な生活を地域で支え合う（健康・福祉）

・障がいの有無や能力に関係なく生きがいと存在感を持てる仕組みづくり  
・「夢」や「希望」をもつことを応援する、周囲が見放さない、地域で孤立させない支えあう仕組み

### （４）安心安全で生活しやすく豊かな「まちづくり」

中山間地域の「集落」は本来、地形に応じて、分散型居住をすると共に多様な地域資源を生活の糧としてきました。こうした多業分散的な「集落」の暮らしの豊かさを改めて確認し、「集落」での多彩で豊かな暮らし（真庭ライフスタイル）を支える観点から「地域拠点」や「中心市街地」を含むこれからのまちのかたちを考えていきます。

さらに、都市機能の一部を地域住民や団体が意欲を持って担い、利用者の利便性が向上すると共に、担い手も一定の利益や満足感を得られる仕組みづくりを市民の皆さんと一緒に考えていきます。

#### ①だれもが生活しやすい都市づくり（都市基盤・機能向上）

##### ◆中心市街地とネットワーク型都市を形成する

・持続可能で生活しやすい機能が、安全安心で質の高い暮らしができる「まち」を支える  
・生活に密着した地域拠点、豊かな生活に必要なものがある中心市街地の形成  
・市内各所と中心市街地、地域拠点をつなぐ交通ネットワークを構築

##### ◆人が暮らす風景と快適な住環境をつくる

・豊かな自然環境と調和した景観の中で、市民一人ひとりが、それぞれのライフスタイルを実現  
・地域の特性を生かし資源循環型のまちづくりを推進

##### ◆生活の中で文化を楽しむ

・文化やスポーツは、楽しみながら健康維持、地域や仲間の連帯感醸成、生きがいの源

#### ②豊かな暮らしを支える仕組みづくり（制度・人的仕組）

##### ◆生活の安全安心を高める

・生活の安全安心を高めるためには、防災、防犯、環境に対する体制充実と意識向上が必要

##### ◆市民と一緒にまちをつくる

・多彩な「まち」を一層輝かせるのは日々の暮らしを生きる全ての「ひと」  
・あらゆる分野で、さまざまな形で、「ひと」と「ひと」がつながり、さらに、「まち」を維持するための義務と責任を自覚し果たしていくことで、「真庭ライフスタイル」はより多彩で豊かにする。

### Ⅲ. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

人口減少と地域経済縮小の克服に挑戦するためには、市内に、「しごと」を産み出し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、新たな人の流れを生み出す「まち」づくりを、市民と市とが一体となり「オール真庭体制」で進める必要があります。

さらに、その好循環を支える活力となる多様な人材がその能力等を生かし、年齢、性別、障がいの有無、国籍に関係なく、~~すべての人~~が活躍し、~~その~~一人ひとりの「ひと」が安全安心な生活が営めるよう、安定的な生活基盤や安心して子どもを産み育てられる社会環境の整備などを同時かつ一体的に実施する必要があります。真庭市においては、「まち・ひと・しごと」について、各分野を有機的に連動させながら以下の視点で取り組むこととします。

#### 1. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

##### (1) しごとの創生

- ◆地域に根付いた産業の活力、生産性の向上、経済の状況や変動に応じた円滑な雇用のミスマッチへの対応など、『雇用の質』の確保・向上に取り組めます。
- ◆若年世代が安心して働ける「相応の賃金」「安定した雇用形態」「やりがいのある仕事」といった要件を満たす雇用の提供を、地域経済界をはじめとする多様な主体との連携により実現を図ります。
- ◆高付加価値商品の開発や地域への新たな人の流れなど地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、企業誘致、新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化、地域産業の活性化などに取り組み、将来に向けて安定的な『雇用の量』の確保・拡大に取り組めます。
- ◆多様な価値観を取り込む観点からも女性の活躍が不可欠であり、女性が地域に魅力を感じ、居場所を見出し、住み続けることにつながるよう、地域における女性の活躍を推進します。

##### (2) ひとの創生

- ◆地域での「しごと」の創生を図りつつ、若者の就業を高めるとともに、地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、移住・定住を促進するための仕組みを整備します。
- ◆くらしの環境を心配することなく、地方での「しごと」にチャレンジできるよう、結婚から、出産、子育てまで、切れ目のない支援の仕組み作りを進めます。

##### (3) まちの創生

- ◆「集落」での暮らしの豊かさを再確認し、こうした「集落」の暮らしを支える観点から「地域拠点」や「中心市街地」を含む「まち」のかたちを考えていきます。
- ◆「集落」での暮らしを支えるために、住民みずから行う「地域拠点」の形成に関する活動を市民と一緒に考えていきます。
- ◆「ひと」が自らの生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、安心して暮らせるよう、それぞれ地域の特性に即した地域課題の解決を図り、「まち」の活性化に取り組めます。
- ◆地域の絆の中で、心豊かに生活できる環境の確保に向けた、夢を持った取り組みを支援するとともに、「ひと」の生活の向上に繋がる分野については、近隣自治体との連携促進なども積極的に取り組みます。

## 2. まち・ひと・しごとへの創生に向けた政策5原則

### (1) 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地域や民間事業者・個人等の自立につながるようなものとします。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を進めます。

### (2) 将来性

自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置くこととします。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等における地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組みなども含まれます。

### (3) 地域性

画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、地域の実態にあった施策を支援することとします。さらに、客観的データに基づく実状分析や将来予測を行い、戦略的に施策を実施できる組織体制を整備します。

### (4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、「ひと・しごと」の移転・創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施します。住民・企業・金融機関・教育機関等を含めた産官学金労言の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行います。

### (5) 結果重視

明確な CAPD メカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行うこととします。

## IV. 取組体制と「CAPD」の整備

まち・ひと・しごとの一体的な創生を図っていくにあたり、特に、今回の「総合戦略」、「地方創生事業」は、地域の特性を生かした地域自らの取り組み及び効果検証が厳しく求められており、地域経済・社会の実態に関する分析をしっかりと行い、中期的な視野で改善を図っていくため、以下の方針で取組体制の整備及び CAPD の「枠組み」を確立し、明確な獲得目標を示したうえで、真庭市行政経営体制（CAPD サイクル）により、毎年度事業効果の検証を行いながら、市民総参加で推進します。

### （１）真庭市まち・ひと・しごと創生総合計画推進本部及び市民会議の設置・運営

市役所の総力を挙げた取り組みとするために、「総合戦略」を「市総合計画」の実施計画と位置付け、全部署及び「産学官金労言」の参画による「市創生総合計画推進本部」を設置し、政策分野ごとに部長レベル、課長レベル、担当者レベルの施策形成会議を開催し、さらに市民の意思を地方創生に反映させながら、市民運動として施策を推進していくための「市民会議」を結成します。

### （２）データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出

国が整備する「ビッグデータに基づく地域経済分析システム」なども活用し、産業や人口、社会インフラなどの現状や将来の動向に関し必要なデータ分析を行い、各地域の強み・弱みなど特性に即した地域課題を抽出し戦略に位置づけます。

### （３）地域間の連携推進

「ひと」と「しごと」の好循環確立に有効な場合は、地域間の広域連携を積極的に進めることとし、特に岡山市が中心となって推進している「連携中枢都市圏構想」などの、連携エリア単位で抽出された課題を「総合戦略」に反映させていきます。

### （４）人材の育成と確保

戦略の推進に当たって、地域の特性や資産を的確に把握し、施策事業の企画立案や的確な実施運営、地域の起業・産業の経営改善、CAPD サイクル管理を担える、地域内外の有能なマネジメント人材を国県とも協力しながら、育成・確保し、活用します。

### （５）CAPD サイクルの「見える化」

地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標を設定し、真庭市総合計画の推進体制の根幹として位置付ける「CAPD（行政経営改善サイクル）」システムによる行政評価を厳格に実施し、「総合戦略」の進捗を、アウトカム指標を原則とした客観的指標(KPI)で検証・改善する仕組みを確立します。また、総合計画と連動させた施策の成果を検証するための外部評価、内部評価の仕組みも同時に立ち上げ、毎年度見直しを行いながら施策の確実な実施を目指します。

## V. 施策の方向

### (1) 真庭にしごとをつくり、安心して働けるようにする

#### 1) 基本目標

- ①雇用者数の増：56年間で~~200~~300人
- ②うち青年層の雇用者数の増：56年間で~~100~~150人

#### 2) 講ずべき施策に関する基本的方向

- ①積極的な企業情報の発信により雇用のアンマッチを解消し、青年層の人材の育成・定着を図る
- ②意欲をもって、それぞれの個性、能力を生かした「しごと」づくりに対して、起業時、起業後のフォローの充実により、起業しやすい環境づくりを図る
- ③地域資源の森林を最大限活用し、木の価値向上と森林所有者への所得還元を進め、資源循環型の森林づくりによる林業・木材産業の雇用創出を図る
- ④地域資源を活用した市内外の事業者の連携により、新産業の創出と高付加価値化を図り、さらに、都市部との連携（人材・研究機関・販路）により「回る経済」を確立し、雇用の創出を図る
- ⑤基幹産業である農林畜産業の基盤強化、法人化支援や市内の加工技術の進化による6次産業化により、農林畜産業従事者の確保を図る
- ⑥観光資源の再認識とブラッシュアップ、広域的な観光振興体制の強化により、観光関連就業者数の増加を図る

#### 3) 具体的な施策（別添参照）

- ①「真庭ライフスタイル」実現のための良質な雇用環境の創出
- ②「木を使い切る真庭」の創出
- ③「回る経済」実現のための地域資源を活用した魅力ある「しごと」の創出

### (2) 真庭への新しいひとの流れをつくる

#### 1) 基本目標

- ①転入者数：56年間で~~100~~155人増加
- ②転出者数：56年間で5055人減少
- ③交流人口：56年間で~~22,000~~24,800人増加
- ④移住希望者の真庭市認知度：~~3年間で27%~~→30%

#### 2) 講ずべき施策に関する基本的方向

- ①「地域資源」を発掘し、「交流資源」に磨き上げ、その交流資源を全国に発信し、本市の知名度を上げて移住につなげ、転入者の増加を図る
- ②地域資源を生かした真庭らしい生き方「真庭ライフスタイル」を提案、実践し、生活の魅力を向上させ、定住促進及び転出者の減少を図る
- ③交流定住センターを充実し、地域住民と移住をつなぐ人材を確保し、市外からの移住者を地域ぐるみで支援して定住の促進を図る
- ④地域の特性を生かして地域内外で連携し、交流人口、関係人口の創出・拡大、移住定住の促進を図る

### 3) 具体的な施策（別添参照）

- ①地域振興事業：地域資源を生かした地域活性化（地域住民を対象とした事業）
- ②真庭市売り出し（シティプロモーション）の推進（内と外を繋ぐ事業：市民には「まち」のことを知る・誇り、市外には「まち」のことを知らせる事業）
- ③真庭市へ「おいでんさい」（市外の人に対する交流・定住促進事業）

## （3）若い世代の結婚・出産・子育ての希望と教育・社会福祉を地域で支える仕組みをつくる

### 1) 基本目標

- ①合計特殊出生率：56年後に ~~1.94~~1.98 を達成
- ②出産年齢女性人口割合：56年後に ~~15.1~~15.0%を維持

### 2) 講ずべき施策に関する基本的方向

- ①子育て教育に対する切れ目のない支援を、地域を中心に行うことで、子どもの成長を見守り、だれもが「生活しやすく」「くらしたい」まちを目指す
- ②若者が将来に希望を描き、**出会いから結婚、出産まで**希望どおりの家庭がもてるよう支援をする
- ③地域や職場を中心に子育て家庭を支え応援することで子育てや教育に対する不安感を減らす
- ④地域（住民、事業所、行政など）が子どものもつ力を自ら伸ばすように応援し、だれもが「くらしたい」まちをつくる

### 3) 具体的な施策（別添参照）

- ①結婚の夢をかなえる（出会い・結婚）
- ②安心できる**出産**・子育て支援
- ③子どもと大人を応援する教育支援

## （4）時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る

### 1) 基本目標

- ①今後も真庭市に住み続けたい意志がある割合：85%以上（H26 市民アンケート調査：76%）
- ②住民主体の事例（住民会社の設立・運営、拠点づくり等）：**515**件
- ③公共施設・公有土地の有効活用事例：~~30~~33件
- ④市内公共交通への満足度：80%以上（H26 アンケート調査：72%）

### 2) 講ずべき施策に関する基本的方向

- ①多様な生活資源を生活の糧として、地形に応じて存続してきた「集落」の暮らしの豊かさを改めて確認し、こうした「集落」の暮らしを支える観点から「地域拠点」や「中心市街地」を含む「まちのかたち」を考える
- ②「集落」の暮らしを支える機能としての「中心市街地」を「賑わいの場」として位置づけ、魅力と活力のある「中心市街地」の形成を目指す
- ③地域住民や団体などが、地域課題の解決や地域活性化の活動を自主的に運営し継続できるよう支援していく
- ④「集落」や「地域拠点」と「中心市街地」を交通ネットワークで効率的**または機能的**に結び、持続可能なネットワーク型都市を形成する

### 3) 具体的な施策（別添参照）

- ①だれもが生活しやすい都市づくり（都市基盤・機能向上）
- ②豊かな暮らしを支える仕組みづくり（制度・人的仕組）

## (5) 地域と地域を連携する（広域連携の推進）

### 1) 基本目標

- ①連携中枢都市圏の形成
- ②地域間連携協約の締結

### 2) 講ずべき施策に関する基本的方向

- ①あらゆる分野における地域間連携を推進し、経済・生活・交流定住・市民活動・行政の質的向上を図る
- ②連携中枢都市圏や地域連携協定締結などによる地域の実情に応じた地域間連携施策推進

### 3) 具体的な施策（別添参照）

- ①地域連携による経済成長
- ②地域連携による高次都市機能の集積
- ③地域連携による生活関連機能サービスの向上

# アクションプラン（「具体的な施策」の概要）【延長改訂版】

地方創生に向けて、真庭市総合計画で示す真庭市の将来像の達成のための6カ年（平成27年度～令和2年度）の具体的な実施計画として、市の実情に応じた主体的な施策を企画し、各施策を総合的・有機的な「政策パッケージ」として実施する。

令和2年3月31日 改訂

**1 真庭にしごとをつくり、安心して働けるようにする……………1**

- ①「真庭ライフスタイル」実現のための良質な雇用環境の創出
- ②「木を使い切る真庭」の創出
- ③「回る経済」実現のための地域資源を活用した魅力ある「しごと」の創出

**2 真庭への新しいひとの流れをつくる……………5**

- ①地域振興事業：地域資源を生かした地域活性化（地域住民を対象とした事業）
- ②真庭市売り出し（シティプロモーション）の推進（内と外を繋ぐ事業）
- ③真庭市へ「おいでんさい」（市外の人に対する交流・定住促進事業）

**3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望と教育・社会福祉を地域で支える仕組みをつくる……………9**

- ①結婚の夢をかなえる（出会い・結婚）
- ②安心できる出産・子育て支援
- ③子どもと大人を応援する教育支援

**4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る……………12**

- ①だれもが生活しやすい都市づくり（都市基盤・機能向上）
- ②豊かな暮らしを支える仕組みづくり（制度・人的仕組）

**5 地域と地域を連携する（広域連携の推進）……………14**

- ①地域連携による経済成長
- ②地域連携による高次都市機能の集積
- ③地域連携による生活関連機能サービスの向上

	計画延長なし
	新規追加

# 1. 真庭にしごとをつくり、安心して働けるようにする

## 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

### ①「真庭ライフスタイル」実現のための良質な雇用環境の創出

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標	地域連携の視点
産業振興ビジョンの策定 ◎市の産業構造や地域特性を踏まえた雇用戦略の構築	・起業・創業数：11件/年 ・雇用者数：170人 ・地域内循環経済のキーとなる中核企業数：3社	・産業振興ビジョン策定事業【H27】 (市の経済産業の方向性を示す「経済産業ビジョン」、その基礎計画となる「産業振興ビジョン」の策定、「地域経済分析システム」を活用した市内産業の構造分析調査)	・産業振興ビジョン策定時期：H28.6 ・構造分析調査実施時期：H28.3	
真庭の「しごと」魅力発信事業 ◎市内外への「しごと」の魅力発信による雇用拡大	・アンケート満足度（企業側・求職側）：60%以上	・市内企業魅力発信事業【H28～R2】 (高校生とメディアとの連携による魅力発信、大学生向け市内事業者ツアー、女性の活躍の場の紹介)	・紹介企業数：90社 ・参加者数：210人	
新たな事業の創出を通じた「しごと」場の創出 ◎産学官金との連携による新事業開発、起業支援	・起業・新事業件数：77件（12件/年）	・市内企業のネットワーク構築事業【H28～R2】 (真庭商工会と連携し産業団地立地企業やものづくり事業者のネットワークを構築、バイオマスラボの有効活用、産学官連携の推進)	・ネットワーク参加企業数：70件	市内外の産学官との連携によるネットワーク体制の構築
		・異業種交流事業（北房地域）【H27～H31】 (地域事業者の異業種間交流による産業連携事業の創出)	・交流会実施回数：4回/年	
		・起業支援強化事業【H28～R2】 (商工会や金融機関等との連携による支援体制強化、起業支援補助金の充実、創業塾・セミナーの開催)	・住民主体の起業（NPO等）件数：5件 ・女性の起業数：28件	連携中枢拠点都市（岡山市）との連携による起業セミナーの開催
		・空き施設活用ビジネスチャレンジ支援事業【H28～R2】 (空き店舗、空き別荘等を活用した起業の支援)	・相談件数：20件	

# 1. 真庭にしごとをつくり、安心して働けるようにする

## 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

### ②「木を使い切る真庭」の創出

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標	地域連携の視点
里山真庭の森林資源が「まち・ひと・しごと」づくり ◎真庭産木材の安定供給体制の構築により起業及び雇用を創出 ◎「木のまち」のPRによるまちのにぎわいの創出	・新規雇用者数：CLT製造工場・ラミナ製造工場・裾野産業：125人 ・素材生産量（原木量）：30%増（10万㎡（H25）→13万㎡）	・里山真庭の森林づくり推進事業【H27～R2】 （森林経営の効率化の実践、持続可能な森林と林業を担うひと（組織）づくり、不在地主所有山林への対応）	・森林経営モデル施業の企画・実践：H28.9 ・高性能林業機械の実証：H28.10 ・獣害対策の実務者向けセミナーの開催：H28.11	岡山県と連携したラミナ供給体制の構築 東京オリンピック・パラリンピックでのCLTの活用 連携中枢拠点都市（岡山市）との連携による公共施設へのCLTの活用
		・森のつながりを感じる「木のまち」中心市街地再生事業【H28～H31】 （木製（CLT）看板で里山の歴史と連携を表示、体験ツアー開催・まち歩きマップ作成）	・交流人口：6,000人	
		・CLT建築物整備事業【R2】 （CLTパビリオン、ギャラリー、ビジターセンター、カフェ機能の整備）	・交流人口：300人	
		・世界に目を向ける真庭の人づくり【R2】 （製材品のブランド価値向上、“新たな木材の用途”検討体制の構築、真庭の木材産業PR）	・新規木材産業従事者数：4名 ・木材産業に従事とする新規移住者：1名	
木質バイオマス燃焼灰活用の推進 ◎バイオマス発電廃棄物活用による地域産業の創出	・地域内循環のキーとなる中核企業数：1社	・廃棄灰の活用に向けた研究・開発への支援事業【H27～H31】	・新産業創出：1事業	市内外の民間事業者との連携による研究・開発

# 1. 真庭にしごとをつくり、安心して働けるようにする

## 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

### ③「回る経済」実現のための地域資源を活用した魅力ある「しごと」創出

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標	地域連携の視点
生ごみ資源化による地域産業の創出 ◎廃棄物の資源化・循環化による地域産業の創出	・生ごみ等資源化事業の起業：1件 ・新規雇用者数：8人	・生ごみ資源化地域産業事業【H27～R2】 （生ごみ等の資源化事業の実施、地元農家での利活用）	・施設集約：3施設→1施設 ・廃棄物処理経費削減：1.5億円減 ・ごみ処理量：12,000t⇒10,720t	近隣市町村との連携による生ごみ循環の構築 連携中枢拠点都市（岡山市）、交流協定市（高槻市）との連携による販路開拓、来訪者獲得
まにわ「ふるさと名物」応援事業 ◎地域資源を活用した「ふるさと名物」の事業化による雇用の創出	・事業化件数：32件(6件/年)	・「ふるさと名物」応援のための補助金制度の拡充【H28～R2】  ・「上野こづげ」の活用から地域の一体感をつくる事業（久世地域）【H27～H31】 （地域の一体感を醸成し、地域資源を活用した商品開発や販路開拓を目指す）	・支援件数：10件/年  ・特産品開発数：2品 ・販路開拓数：6件	連携中枢都市（岡山市）との連携による販路開拓
山村活性化支援事業 ◎山村の豊かな地域資源の活用による雇用の増大に向けた取り組み支援	・富原 富原茶ペットボトル売上本数：106,000本 ・美甘 新商品開発：3品 ヒメノモチ生産量：38ha	・山村活性化支援事業【H28～R2】 （地域資源の住民連携による発掘・活用、地域振興活動・生活サポート活動の強化）	・富原 市外販路開拓：5ヶ所 ペットボトル売上本数：35,000本 ・美甘 美甘産のヒメノモチ確保数量：300俵 商品ブラッシュアップ：4品	
農村集落活性化支援事業 ◎将来構想の作成、労働力不足の補完による集落機能の維持	・地域雇用の創出：6人	・農村集落活性化事業【H28～H31】 （学生の受け入れ、環境保全活動、薪による地域内資源循環システムの活動の強化）	・庭先野菜の集出荷体制構築：1か所 ・農産物出荷グループの結成：1団体 ・農産加工品の開発：5品目	

# 1. 真庭にしごとをつくり、安心して働けるようにする

## 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

### ③「回る経済」実現のための地域資源を活用した魅力ある「しごと」創出

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標	地域連携の視点
地域産物のヨーロッパ展開戦略的推進のための支援プラットフォーム構築事業 ◎地域産物に係る海外展開の戦略的推進をワンストップ支援するプラットフォームの構築	・新規雇用者数：30人 ・輸出品目数：5件／5年	・ヨーロッパを中心としたマーケティング事業【H28～H31】 （真庭産品の目利き機能の設置、海外でのマーケティング調査、真庭フェアの開催）	・真庭産品の強み、弱みの調査分析結果：H28、H29 ・海外でのマーケティング調査結果：H28～H31（英国）H29、H30（仏国）	
		・名物開発・ブランド化支援事業【H28～R2】 （ブランド確立のための集中支援、担い手育成のための取り組み）	・商品化件数：1件／年	
		・海外展開に向けた人的ネットワーク構築事業【H28～R2】 （クレア国際交流員の活用、クレアロンドンとの連携、中国経産局、中小機構、ジェットロとの連携）	・支援組織活用件数：2件／年	
地域資源を活用した海外展開戦略事業 ◎インバウンド対策と輸出の振興	・輸出品目数：2件／5年	・海外展開のための人材確保と人的ネットワーク構築事業【H28～H31】 （国際交流の推進、インバウンド対策、輸出の振興）	・国際交流員：1名設置	
観光推進体制の強化 ◎観光振興体制強化（真庭市版DMO）による観光産業活性化	・観光産業求人増加数：延べ30人（5人/年）	・広域連携による観光振興事業【H27～R2】 （真庭版DMOの形成、来入目線の観光プラン作成、周辺地域と連動した周遊プランの構築）	・入込客数：400万人/年 ・真庭市版DMO形成年度：H30年度	連携中枢拠点都市（岡山市）との連携による広域観光振興 鳥取・島根両県及び市町村との連携による広域観光振興
		・インバウンド対策事業【H28～R2】 （サインージ、WiFi、トイレ等のハード面の整備、通訳ボランティア、ガイドの育成）	・外国人入込客数：8,500人/年	
農業の基盤強化 ◎農業の基盤強化による農業従事者の確保	・農業生産法人・法人参入数：5件（1件/年）	・き農プロジェクト事業【H28～R2】 （真庭き農スクールの開設、受け入れ農家研修、起農塾【農業経営講座】の開設）	・新規就農者数：9人	首都圏、関西圏での新たな移住就農者の掘り起し

## 2. 真庭への新しいひとの流れをつくる

### 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

#### ① 地域振興事業：地域資源を生かした地域活性化（地域住民を対象とした事業）

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標	地域連携の視点
個性ある地域資源を生かした地域振興事業 ◎ 地域資源を活用し、住民が主役となる取り組みの構築	・転出者数減：55人 ・交流人口：11,940人	・勝山地域振興事業（カレッジプロジェクト）【H27～H31】 （地域や学校、企業、行政の連携により、地域を学ぶ「地域学」の拠点を構築。振興局内に大学等のサテライト共同研究室を設置し、研究支援）	・研究室利用者数：770人 ・連携学校数：7校 ・連携企業数：5社	連携中枢都市（岡山市）との連携による大学誘致
		・湯原地域振興事業（式内八社）【H27～R2】 （歴史調査から掘り起こされた地域資源を観光・交流・定住につなげる）	・交流人口：1,420人	近隣市町村との広域周遊観光
		・湯原地域振興事業（魅力発見）【H28～R2】 （真庭の木を使った木工土産づくり）	・定住者数：3人 ・交流人口：2,400人	連携中枢都市（岡山市）との連携による観光誘客
		・湯原地域振興事業（トライアスロン）【H27～H31】 （トライアスロン大会の受皿づくりを行い、地域活性化と地域力の向上を図る）	・交流人口（選手参加者数）：1,050人 ・ボランティア参加数：950人	
		・北房地域振興事業（阿口）【H28～R2】 （北房もみじ公園、旧阿口小学校等の遊休施設を活用した交流事業を行う）	・地域担い手組織設立：1組織	
		・森のつながりを感じる「木のまち」中心市街地再生事業【H28～H31】（再掲） （木製（CLT）看板で里山の歴史と連携を表示、体験ツアー開催・まち歩きマップ作成）	・交流人口：6,000人	
里山真庭の森林資源がつなが「まち・ひと・しごと」づくり（再掲） ◎ 真庭産木材の安定供給体制の構築により起業及び雇用を創出 ◎ 「木のまち」をPRによるまちのにぎわいに創出		・CLT建築物整備事業【R2】（再掲） （CLTパビリオン、ギャラリー、ビジターセンター、カフェ機能の整備）	・交流人口：300人	

## 2. 真庭への新しいひとの流れをつくる

### 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

#### ②真庭市売り出し（シティプロモーション）の推進（内と外を繋ぐ事業：市民には「まち」のことを知る・誇り、市外には「まち」のことを知らせる事業）

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標	地域連携の視点
シティプロモーションの推進 ◎市の魅力を効率的・効果的に収集し、内外に発信する仕組みを構築	・移住希望者の真庭市認知度：27%→30%/3年	・シティプロモーション推進事業【H27～R2】 （効果的、効率的な情報発信の積極的な展開）	・まにぞう着ぐるみ貸し出し件数：230件 ・公式FB開設・更新回数：330回 ・ホームページアクセス件数：450万件 ・まにぞうメディアへの登場回数：35回 ・動画再生回数：30,000回	観光交流協定締結市町村間（高槻市、須崎市）での相互情報発信
		・関西認知度アップ事業【H27～R2】 （真庭市場等の活用やイベント等重点的に取り組み、更なる認知度アップにつなげる）	・イベント開催数：30回 ・来店客数：750,000人 ・関西メディア出演件数：35件	
		・真庭ファンデータベース活用事業【H27～R2】 （真庭を応援してくれている人をデータベースで一元管理し、効果的・効率的な発信につなげる）	・データベース登録者数：5,000人 ・情報発信回数：80回	

## 2. 真庭への新しいひとの流れをつくる

### 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

#### ③真庭市へ「おいでんさい」（市外の人に対する交流・定住促進事業）

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標	地域連携の視点
定住促進の仕組みを構築 ◎交流から定住に繋げる取り組みの推進	・移住者数：250人	・交流定住推進事業【H27～R2】 （地域資源のデータベース化事業、廃校等を活用した、地域の学びや交流の場づくり、都市と農山村をつなぐ相談窓口で悩みがスッキリ事業）	・プラットフォームHP構築数：3件 ・新コンテンツ追加数：20件 ・情報発信サイト団体数：30件 ・相談会参加回数：60回 ・活用基本方針策定・廃校活用件数：6件 ・移住相談件数：250件 ・移住者数：150人 ・相談窓口相談件数：360件	
		・交流定住推進事業（アクションプラン実現）【H27～R2】 （相談会等の開催による知名度向上や移住促進）	・交流人口：4,200人	県主催相談会などへの参加
		・空き家活用補助事業【H27～R2】 （地域と行政が一体となり、空き家の登録を増やし空き家活用を促進する）	・補助金利用件数：180件	
		・交流・定住人材育成事業（なりわい塾）【H27～R2】 （真庭でくらすための“塾”を開催し、交流・定住につなげる）	・なりわい塾参加者数：100人 ・なりわい塾開催回数：40回 ・移住者数：5人	・先進地(豊田市)との連携
		・空き家情報バンク推進事業【H27～R2】 （地域と行政が一体となり、空き家の登録を増やし空き家活用を促進する）	・空き家情報バンク登録件数：170件	・先進地(豊田市)との連携
		・お試し住宅推進事業【H27～R2】 （真庭を知ってもらうためにお試し住宅を利用しやすくし、移住等につなげる）	・利用件数：52件	・連携中枢都市(岡山市)との連携 ・交流協定市(高槻市)との連携

## 2. 真庭への新しいひとの流れをつくる

### 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

#### ③真庭市へ「おいでんさい」（市外の人に対する交流・定住促進事業）

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標	地域連携の視点
地域の特性を生かした交流定住促進事業 ◎地域資源を活用した、交流から定住に繋げる取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出者数減：20人</li> <li>・交流人口：8,560人</li> </ul>	・北房地域振興事業（すっぽん活用）【H28～H30】 （すっぽんを北房の地域資源として、地域振興の仕組みを構築）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流人口：74人</li> <li>・提供施設数：4件</li> </ul>	
		・砦部商店街まちづくり事業【H28～R2】 （砦部商店街を昭和の香り漂う町並みに再現し、地域資源を活用した取り組みで地域活性化を図る）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流人口：5,440人</li> <li>・協力店舗数：8件</li> </ul>	
		・久世地域振興事業（余野）【H28～H31】 （余野地域の資源を活用して、移住・定住のモデルケースを作る）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム実施数：18件</li> <li>・交流人口：3,000人</li> </ul>	
		・勝山地域振興事業（町並み活性化）【H27～R2】 （空き家、空き施設の移住者受け入れや移住体験施設への活用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用空き施設：5件</li> </ul>	
		・別荘等利活用事業（蒜山地域）【H27～R2】 （空き別荘等を活用し、「貸す」「売る」等ができる体制整備を地域と行政が一体となって取り組む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流人口：46人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携中枢拠点都市（岡山市）との連携</li> <li>・交流協定市（高槻市、須崎市）との連携</li> <li>・連携協定（おかわりマップ）の活用</li> </ul>

### 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望と教育・社会福祉を地域で支える仕組みをつくる

#### 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

##### ①結婚の夢をかなえる（出会い・結婚）

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標	地域連携の視点
まにわの「わ」づくり（出会いの場をつくる） ◎若いひととの交流などを通じて、人と人の出会いの場を作ることで、結婚の機会の可能性を上げる	・イベント参加者・縁結び活動による成婚数：のべ13組	・ハッピーコンシェルジュ事業（結婚推進）【H28～R2】 （若者の交流機会の増加や若者に対するセミナーの開催により、結婚に対して希望を持てる雰囲気醸成する。）	ハッピーコンシェルジュ事業参加人数：のべ135人 ・交流ネットワークイベント開催回数：のべ10回 ・ネットワーク参加団体数：3団体 ・スマイルフューチャー事業参加人数：のべ200人	近隣市町村との事業交流
		・ナイト♡まにわくん事業【R2】 （まにわくん夜臨時便を運行。夜遊びのコンテンツを充実させ、消費を活性化、出会いの機会を創出。）	・結婚推進委員による出会いイベントの開催回数：1回 ・事業活用イベントの実施回数：20回 ・事業活用組数：15組	
Love♡Love♡Love（結婚したい人を増やす） ◎いのちや家族、そして自分の大切さを学ぶことを通じて、結婚に対する積極的な気持ちの醸成を働きかけるとともに、子育てに対する理解を深める	・参加者アンケートにより、結婚して子どもを持ちたいと思う人の割合：80%以上	・いのちふれあい事業【H28～R2】 （中高生対象の子育て体験事業、若い世代を対象にした生命の大切さを伝える事業、家族の大切さを考える事業）	・参加者数：のべ1,300人	

### 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望と教育・社会福祉を地域で支える仕組みをつくる

#### 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

#### ②安心できる出産・子育て支援

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標	地域連携の視点
地域ぐるみの子育て支援 ◎地域ぐるみで子育てを応援する・育てる意識を高める。いつでも相談や集える場をつくることで、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備する。	・3歳児健診時の母親の就業率：80%	・まにわ寄り合い事業【H28～R2】 （子育て家庭の保護者同士や高齢世帯と交流し、子育て家庭を支援し地域の活性化につなげる場として、パパママカフェ、つどいの広場、子育てサロン&認知症カフェの設置事業）	・カフェなどの開設数：6か所	他地域カフェとの交流
		・里親ジジババ事業【H28～H31】 （里親ジジババ、子育てパパママ応援団など、地域や職場ぐるみで子育て世代を支援する。高齢者による支援を中心に実施する）	・ボランティア養成講座の参加者数：30名 ・ボランティア登録者：30名 ・ボランティア団体登録数：2団体	
切れ目のない子育て支援 ◎真庭市において、様々な子育てサービスを提供し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備 （真庭子育て世代包括支援センター）	・支援ニーズの高い妊産婦や子育て家庭への支援実施割合：100%	・不妊治療支援事業【H28～R2】 （保険適用外の不妊治療にかかった費用を年度20万円を上限に助成する）	・不妊治療支援事業申請者数：のべ270件	
		・不育治療支援事業【H28～R2】 （日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関で不育治療をうけた方を対象に、年間30万円を上限に助成）	・不育治療支援事業申請者数：のべ5件	
		・妊産婦ケア事業【H28～H31】 （ワンストップ相談窓口を中心とした、産後安心ケア事業、病児保育事業、レスパイト等、妊娠から子育て世代まで支援する事業）	・ワンストップ相談窓口設置数：1か所	連携中枢連携都市（岡山市）との医療子育て支援の事業推進
		・病児保育事業【H28～R2】 （病児保育事業の実施に向けた許認可や支援）	・病児保育事業所設置数：1か所	
		・“里山まにわ”からの贈り物事業【H28～R2】 （幼児期から木と触れ合うことを通して心を育む木育を推進するきっかけづくりとするため、木のおもちゃを贈呈）	・新生児家庭への交付率：99.5%	
文化芸術交流支援 ◎子育て世代を対象に、文化面での親子の触れ合いや交流ができる環境整備	・事業参加者数：のべ18,000人	・多様な文化交流事業（地域交流事業）【H27～R2】 （勝山体験クラフト市事業、映像フェスティバルや親子コンサート、幼児体操教室など親子を対象とした文化交流事業、大学等との共同による映像文化発信事業）	・開催回数：のべ17回 ・クラフト市交流人口：3,000人	連携中枢連携都市（岡山市）との文化活動交流事業の推進

### 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望と教育・社会福祉を地域で支える仕組みをつくる

#### 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

##### ③子どもと大人を応援する教育支援

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標	地域連携の視点
本の香りがするまちづくり	・1人当たり貸出冊数：10冊/年	・司書資格取得の支援【H27～R2】	・司書資格取得者の図書館スタッフ：のべ8人	
		・市民主体の図書館運営【H28～H31】 （地域ごとに特色ある運営を、司書資格を取得した地域住民を中心として行う）	・まにわ本クラブの登録者数：12人 ・運営ボランティア団体数：1団体	連携中枢連携都市（岡山市）との文化活動交流事業の推進 県立図書館や県内図書館との連携推進
		・図書館の整備【H28～R2】 （中央図書館の整備、自動車文庫の運行、学校やまち並み図書館との連携）	・1人当たり貸出冊数：10冊/年	
行きたい学校づくり事業 ◎地域のちからで子どもの人生を応援する学校づくり	・学校を楽しみと思える子どもの割合：95%	・放課後学習サポート事業（含補充学習）【H28～R2】 （地域住民が児童生徒の放課後学習を支援する）	・実施校：70%	
		・ICT・MITを活用した学習環境づくり事業【H28～R2】 （ICTやMITを活用し、どこに住んでも子どもの学習意欲を支援できる環境をつくる）	・ほぼ毎日ICT・MITを活用した事業実施状況：実施率100%	ICTを活用した他地域や都市部の児童生徒との交流
		・学校支援地域づくり事業【H28～R2】 （地域の人々が様々な場面で学校を応援することで、子ども・保護者・教師の学校活動を支援する）	・学校支援地域本部設置校数：5校 ・ボランティア数：264人	
ふるさとを学び、知る「ひと」づくり事業 ◎真庭市のことを市民がしることで、大人も子どもも真庭市に誇りをもてるようにする	・地域の行事に参加する子どもの割合：78%	・地元企業と連携した学習事業【H28～R2】 （地元企業の専門分野や得意分野を生かした学習事業を実施し、地域や地場産業のことを知る）	学習事業数：のべ30回 参加者数：のべ12,000人 協力事業所数：161事業所	
		・人材育成支援事業【H28～R2】 （地域住民の人による、地域の歴史、自然、文化を生かした学習事業を実施し、多彩な真庭について体験する事業。森のようちえんなど）	・実施団体数：のべ20団体 ・参加人数：のべ1,500人	他地域との交流
		・まにわブックス事業【H28～R2】 （地域の人による、地域の人のための、地域のここの本出版事業）	・まにわブックス出版タイトル数：1タイトル/年	
		・放課後児童クラブ・放課後子ども教室一体化事業【H28～H31】 （放課後児童クラブ・放課後子ども教室・地域交流について、同一の拠点施設を中心にして一体的な取組を行う）	・事業化数：1か所	
生涯を通じた学びの環境 ◎人生・生活を豊かにできる環境をつくり、真庭市での生活を充実させる	・自主的な文化活動数：のべ38件	・芸術アウトリーチ事業【H28～R2】 （都市部と比べ文化にふれる機会が少ないので、上質な芸術文化の機会を提供する）	・体験事業数：のべ50回	都市部団体との交流事業
		・学びあいまちづくり事業【H28～R2】 （子ども遊びボランティアの育成など、地域の人々が中心となった学習環境づくり）	・情報紙掲載講座数：210講座 ・ボランティア数：のべ10人	連携中枢連携都市（岡山市）との文化活動交流事業の推進

## 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

### 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

#### ① だれもが生活しやすい都市づくり（都市基盤・機能向上）

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標	地域連携の視点
中心市街地の形成と景観に配慮したまちづくり ◎ 真庭市マスタープランの改定、景観整備の検討	・街の魅力と自然がほどよく共存していると感じる割合：50%以上（H26市民アンケート調査：48%）	・真庭市マスタープラン改定事業【R2】 （中心市街地の意義、回遊道路・親水公園の整備等）	・マスタープランの改定：R2年度	地域の自発的な活性化への取り組み意識の醸成
		・落合地域振興事業（中心部活性化）【H27～H31】 （落合総合センターを拠点とした地域活性化、空き家や遊休施設などの資源と利用したい人とを結びつけて地域の活性化を図る）	・関係者会議開催数：26回 ・地域資源活用回数：20回 ・空き施設等の活用数：2カ所	
		・「まにわらしさ」のある景観整備の検討【H28～H30】 （景観プロモーションと案内看板の統一）	・案内看板の整備：H30年度未完了	
		・旭川サイクリングロード整備事業【H28～H30】	・整備延長：25km	
住まいのあり方検討 ◎ 住まいの確保のあり方の検討	・新築家屋件数：750件	・住まいのあり方検討事業【H27】	・新築家屋件数：750件	
公共施設等有効活用 ◎ 未利用公共施設等の有効活用への提案	・活用実績：33件（5年）	・未利用公共施設・公有遊休地の有効活用事業【H28～R2】 （活用案のアイデア募集）	・利活用可能な物件の掘り起こし件数：50件（5年）	
効率的・効果的な公共交通体制の構築 ◎ 公共交通ネットワークの再編検討	・公共交通利用者数：189,000人以上	・効率的・効果的な公共交通のあり方の検討【H27～R2】	・効率化への具体的見直し件数：4件	近隣市町村との域外交通連携
		・まにわくん（枝線）に代わる交通手段の活用検討事業【H28～R2】 （タクシー、有償ボランティア移送等の検討）	・タクシーや有償ボランティアによる効率化の取り組み：3箇所	
		・まにわくんによる貨客運送の検討【H28～R2】 （貨客混載運送の活用案の検討）	・貨物運搬等活用事例：1例	
		・まにわくん（枝線）の利用促進事業【H28～R2】 （バス標柱設置等）	・枝線の利用者数：平均3.0人/便	
		・ナイト♡まにわくん事業【R2】（再掲） （まにわくん夜臨時便を運行。夜遊びのコンテンツを充実させ、消費を活性化、出会いの機会を創出。）	・夜便運行回数：6回 ・まにわくん利用者：のべ500人 ・協力飲食店数：のべ60店	

#### 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

##### 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

##### ②豊かな暮らしを支える仕組みづくり（制度・人的仕組）

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標	地域連携の視点
安全安心なまちづくり ◎災害に対する対応の強化	・自主防災組織組織率： 80%	・地域防災計画作成業務事業【H28～R2】 （避難所の見直し、避難経路の確認等）	・避難所見直し箇所：80箇所（土砂災害警戒区域内全箇所）	
		・自主防災組織育成強化事業【H28～R2】 （自主防災組織の体制強化）	・自主防災組織組織率：80%	
豊かな生活を地域で支える仕組みづくり ◎住民が主体的に行う活動の支援	人と人との付き合いがあり、地域で支えあっていると感じる割合：70%以上（H26市民アンケート調査：61%）	・落合地域振興事業（拠点づくり）【H27～H31】 （地域住民が主体となり運営するサロンや学童保育など交流拠点をつくり、持続可能な生活圏をつくる）	・関係者会議開催回数：20回 ・先進地視察実施回数：4回 ・交流拠点施設数：3ヵ所	地域の自発的な活性化への取り組み意識の醸成
		・美甘地域振興事業（拠点づくり）【H27～R2】 （各組織が連携し、持続可能な集落維持、再生の仕組みを構築）	・地域拠点形成数：1ヵ所 ・協力団体数：20団体	
		・久世地域振興事業（中心部空き家活用）【H29～H31】 （空き家を活用した移住促進）	・遊休施設の活用数：5件/3年	協定市(高槻市)
		・熟年者がまちを支える仕組みづくり事業【H28～H31】 （熟年者の就労機会増等に関する研究会、先進地視察の実施）	・新たな業種の開拓：5件	社会福祉
		・自転車を活用した健康づくり推進事業【H27～R2】 （パンフレット作成による普及啓発等、医療機関や観光業界との連携、新規ルートの検討）	・イベント参加人数：460人	健康づくり

## 5. 地域と地域を連携する（広域連携の推進）

### 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

#### ① 地域連携による経済成長（政策レベル）

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標
産業連携の推進 ◎ 地域資源を活用した地域間連携による産業発展と地域活性化	雇用の創出 交流人口増加	CLTモデル建築物設置普及推進事業 （CLTを活用した里山まにわのランドマーク施設の建設）	CLTの普及による雇用者数
		CLT等木材利用普及推進事業 （CLT活動拠点施設整備、ラミナ安定供給研修会、普及推進イベント）	CLTの普及による雇用者数
		新技術・新商品開発等に関するコーディネーター等専門家の設置・派遣、講座の開設 （岡山市内に所在する大学、研究機関等と協力した専門家派遣制度の構築、新素材や新技術に関する事業者向け講座の開設）	講座開設数
		異分野異業種交流や製造業事業者間マッチングの実施 （異分野異業種が集う交流会の開催、素材生産者と製造業者、製造業者と小売、卸業者等のマッチングの実施）	新事業創出数
		商品ブランドの制度化、流通連携とマッチングによる販路の拡大 （旭川流域の地域資源を活用した商品を対象とする「旭川ブランド」を創設）	旭川ブランド認定数
		外国人観光客もターゲットとする岡山真庭周遊プランと2次交通の整備 （岡山駅または岡山空港を発着地とした、外国人観光客もターゲットとする周遊プランの構築）	周遊ツアー参加者数

## 5. 地域と地域を連携する（広域連携の推進）

### 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

#### ②地域連携による高次都市機能の集積

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標
交通交流 ◎産業発展と地域活性化のため、岡山市と真庭市を結ぶ主要道路の整備促進	岡山自動車道全線4車線化	岡山市と真庭市を結ぶ主要道路の整備促進 （岡山道の利便性の向上に向けた要望、国道及び主要地方道の整備促進に向けた要望）	岡山自動車道の利用者数
医療福祉 ◎岡山市民病院との連携による、医療サービスの提供及び医師不足の解消	医師不足解消	高度医療、医師不足対策 （岡山市民病院との連携による、高度な医療サービスの提供及び医師不足の解消）	医師派遣頻度の向上

## 5. 地域と地域を連携する（広域連携の推進）

### 具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）

#### ③地域連携による生活関連機能サービスの向上

具体的な施策（中事業レベル）	重要業績評価指標（KPI）	施策達成のための事務事業（小事業レベル）【事業実施年度】	各事業の達成目標
教育・スポーツ ◎水資源・森林資源など各地域の良さを発掘し紹介し合う学習等に取り組み、自他の地域を尊重しようとする心を養う	真庭市を誇りだと思える割合の向上	ICTの活用や直接交流を通じた交流学习の実施（ICTを活用した計画的な交流学习、統一テーマに基づく合同学習と直接交流）	交流会等開催回数
	移住者数増	環境交流「森のようちえん・プレイパーク」のカリキュラム化（真庭市の豊かな自然を活用した「森のようちえん」又は「プレイパーク」の開催）	森のようちえん等開催回数
環境（旭川） ◎旭川流域自治体の地域住民の交流や、全国に向けた情報発信	・旭川清流化連携組織立ち上げ ・旭川水質改善	ESDと水源の里シンポジウムの取り組みの発展的継承（「旭川流域、上流下流（岡山市）の連携」をテーマにした連携事業（環境・水源・観光・産業・交流・文化・教育等）、河川管理者との連携による水質改善と河川環境保全の推進、）	市民活動団体による連携事業数
行政連携 ◎市民協働に係る各種情報交換等による連携した協働のまちづくりの推進	NPO法人設立	NPO等に対する各種情報提供、育成に関する支援（NPO等の情報共有、ESD・市民協働推進センター（岡山市）の講座開催）	市民活動団体交流数
	公共施設利用者数増	公共施設の相互利用（公共施設の相互利用による施設利用促進）	相互施設利用数

# 令和2年度

## 第1回真庭市総合計画推進本部会議

【協議事項】

第2次真庭市総合計画改訂及び第2期真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の方針、推進体制について

令和2年4月7日

# 総合計画改訂及び総合戦略策定



# 改訂及び策定スケジュール

「第2次真庭市総合計画」（基本計画）改訂及び「第2期真庭まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定スケジュール（案）

事業・業務		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
改訂・策定・推進	総合政策課 計画策定・推進体制整備 CAPD・進捗管理等		骨子策定	素案策定			原案策定			パブコメ実施		公表
	市長・副市長 方向性協議		随時									
	総合計画推進本部 (理事)		4/7	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	【職員】 各部会（策定委員会）・PT	計画策定（素案）		●	部会、PT	部会、PT	部会、PT	部会、PT	部会、PT	部会、PT		当初予算編成
	【市民】 総合計画策定ものがたり会議	公募（一般・各分野代表・SDGs円卓会議幹事）・ワークショップ等 全市的な推進機運の醸成		公募・依頼	【部会実施】 分科会・ワークショップ（策定）等					●		
	【外部有識者】 政策アドバイザー・コンサル	専門的知見活用 部会等の運営補助	・コンサルコンペ準備 ・アドバイザー依頼		適宜打ち合わせ							
	議会	進捗状況報告・意見聴取				●	●	●	●	●	●	●
諮問機関	総合計画審議会		●	●	●	●	●	●	●	●	●	

<見直し、策定の流れ>

人口ビジョン

「第1期総合戦略」評価検証

「総合戦略」基本目標

「総合戦略」アクションプラン

「総合計画」基本計画

# 総合計画の見直し及び総合戦略の策定方針（案）

## 1. 対象

- 総合計画の見直し（財政フレーム・人口フレーム及び基本計画）
- 総合戦略策定（人口ビジョン含む）

## 2. 見直しの観点

①財政フレーム及び人口ビジョン（人口フレーム）については、時点修正

②政策形成の方向性

・幸せな人生が送れる選択肢の幅を広げる観点から、「地域（に暮らす）の価値」を総合的に上げていくことが必要

・一人ひとりの暮らしを大切に、暮らしの文化と人が暮らす環境を大切に将来に引き継ぐ

・地域資源を生かした、地域内で循環し地域外と連携する経済づくりを進める

・教育と文化の力、コミュニティと市民の力を大切にしながら、多様性を相互に尊重し、互いに応援しあう「**循環連携・共生社会**」の構築

・自信をもって真庭市で暮らすこと、皆に居場所があること、今、真庭で暮らす人たちを「活動人口」にし、真庭に共感する人たちを「**関係人口**」にしていくこと。

・そういった、人口減少を一人ひとりの存在感や価値、重みが増すといった文脈で捉え直し、一人が1.5人分の重みや参加があれば「価値人口」は減らない、「一人ひとりの価値・重み」を増すことで人口減少は克服可能といった前向きなビジョンを示す

・それぞれの人生を生きるステージ、「生存・生産・生活」の基盤としての「まち」の価値を高める観点から、人間の安全保障（貧困・防災・シビックプライド）、経済産業活動（生産・流通・販売・消費）、社会的共通基盤（自然・福祉医療・教育・文化・都市機能）等の節度ある成熟を目指す

# 総合計画（基本計画）見直しの具体的手法

「人口ビジョン」の見直し  
に併せて時点修正

## 第3節 人口フレーム

人口規模や年齢構成は、税収や交付税などの財政規模、提供する行政サービスの質と量の想定、さらに将来の政策立案に大きく影響します。真庭市では、これから10年間で急速に少子化と高齢化が進み、年齢構成が大きく変化します。人口減少を少しでも緩やかにし、また早期に年齢構成を安定させることが、将来の真庭市の経営<sup>※1</sup>にとって重要になります。安心した子育てと安定した教育施策が展開でき、地域コミュニティの維持も含めた市民の安全安心な生活が保障され、さらに増加する高齢人口を支えることが長期的に可能で、なおかつ現在の年齢構成を勘案し実現可能性の最も高い「人口」及び「年齢構成」（年齢4区分別人口比：年少人口、生産年齢人口、高齢人口、出産年齢女性人口の割合）の目標値を次のとおり設定します。

項目	総人口数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢人口 (65歳～)	出産年齢女性人口 (15～49歳)
2020年	43,800人	5,300人	21,400人	17,100人	6,600人
		12.1%	48.9%	39.0%	15.1%
2025年	41,200人	5,000人	19,700人	16,500人	6,000人
		12.1%	47.8%	40.1%	14.6%
2040年	34,000人	4,100人	16,500人	13,400人	5,000人
		12.1%	48.5%	39.4%	14.7%

※ 出産年齢女性人口数は、生産年齢人口数の中に含まれます。



「人口フレーム」の修正により  
「財政フレーム」を再設定

## 第4節 財政フレーム

### (1) 財政の現状認識

真庭市の収入は、市税等の自主財源比率が低く、地方交付税・国庫支出金など依存財源の比率が大変高い状況です。こうした中、普通交付税の合併特例措置が平成27年度から5年間で段階的に縮減されます。平成26年度では141億円程度交付されていた普通交付税が、平成32年度には124億円程度に減少することが予想されます。支出では、膨大な社会資本の維持改修費や社会保障関連費などの増加が予想され、財政の硬直化は確実に進んでいきます。財政の縮減と硬直化は、提供する行政サービスの質と量に大きな影響を及ぼすため、収入が減少していく中、普通建設事業費や義務的経費である人件費などの見直しが課題であり、今後の財政運営は、将来の人口規模や行政需要など、「まち」のボリュームを想定しつつ、最適な財政規模への収束を計画的・総合的に進めていかなければなりません。「まち」を経営するという視点を持ってさまざまな政策を実施し、新たな価値を市民とともに創造する行政への転換を進めながら、持続可能なまちづくりのための安定した財政基盤の確立が必要とされます。

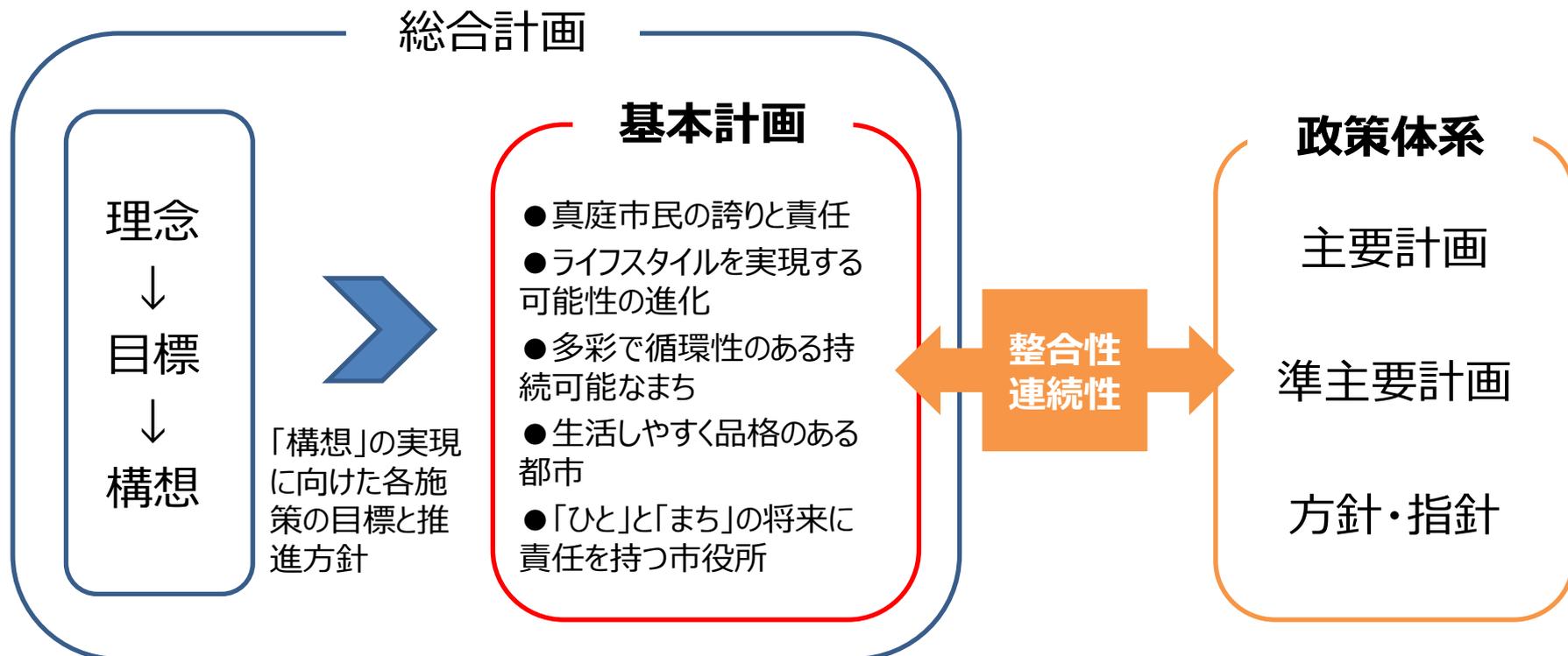
### (2) 財政フレームの設定

財政フレームは、持続可能な財政構造を確立し、計画的な行政運営を進めていくための総枠（フレーム）であり、健全な財政運営に向けた財政規律、適正な財政規模、財政指標の達成目標を示します。5年後については現実的で確実性の高い予測に基づく「達成目標」、10年後、25年後は、持続可能な財政構造の確立を目指す「あるべき姿」として設定します。厳しい財政状況を迎える中、安心して生活できる行政サービスを安定的に提供するためには、人口減少と年齢構成が急速に変化していく今後10年間で、目標とする人口フレームを達成し行政需要を安定化させ、それに見合った財政構造を確立することが大変重要です。その基盤の上に、人口推移にあわせた適正な財政規模を設定していくことで、持続可能な「まち」と「市役所」の経営が可能となります。

項目	財政規模 (一般会計ベース)	財政指標		
		①経常収支比率	②自主財源比率	③実質公債費比率
2020年	260億円程度	94.2%	22.8%	10.3%
2025年	250億円程度	95%未満	22%以上	12%未満
2040年	210億円程度	※ 2025年までに適正な財政規模、収支バランスを達成し、それ以降は、人口規模に対応した財政規模を目指していきます。		

# 総合計画（基本計画）見直しの具体的手法

- 社会情勢の変化や個別施策の進捗などに対応するよう見直しを行う。  
→ S D G s、共生社会、学術・研究の価値など
- 施策体系図の更新



- 実施計画 = 総合戦略  
第2期総合戦略策定により、基本計画に反映すべきものを追加・修正する。

# 総合計画（基本計画）見直しの具体的手法

## 第6章 政策体系図

主要計画	準主要計画	方針・指針
教育振興基本計画	生涯学習基本計画	図書館基本構想 人権教育・啓発推進指針 青少年健全育成推進方針 男女共同参画基本計画
	文化振興計画	
	後期スポーツ振興基本計画	
	学校適正配置方針（仮称）	
地域福祉計画	障がい者計画	
	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
	健康づくり計画（健康まにわ21） 子ども・子育て支援事業計画	
交流定住推進計画	まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）	
	地方人口ビジョン（仮称）	
	交流定住推進戦略プラン	
	通勤のまちづくり推進指針	
	田舎化推進指針 広域広域基本方針（仮称）	シティプロモーション計画
地域防災計画	国民保護計画	
環境基本計画	新斎場建設基本構想	
	生物多様性まにわ戦略（仮称）	
	一般廃棄物処理基本計画	
経済産業ビジョン（仮称）	商業振興地域計画書	商業振興地域の活性化に関する基本的な構想
	森林整備計画	
	バイオマス活用推進計画	
	観光振興計画（観光回廊振興）/ 観光計画	観光振興アクションプラン

主要計画	準主要計画	方針・指針
都市計画 マスタープラン	都市づくりビジョン	
	地域公共交通連携連携計画	
	道路計画指針（仮称）	
	景観計画	農業農村整備事業管理計画 農業集落排水整備計画
	田園環境整備マスタープラン	
	水道事業基本計画（仮称） 公共下水道事業全体計画	
行政経営大綱	行政評価基本方針	行政評価ガイドライン
	定員適正化計画	人材育成基本方針
	アウトソーシング基本方針	
	補助金・負担金の交付に関する指針	
	使用料・手数料の明渡し基本方針	
	公共施設見直し指針	公共施設適正配置方針（仮称） 公共施設管理運営方針
	指定管理者制度ガイドライン	
第三セクター見直し指針	第三セクターに関する方針	
財政計画	予算編成方針・執行方針	
	市税等滞納整理対策基本方針	

・行政計画の再整理を実施します。  
・基本計画の見直しを踏まえて、「主要計画」、  
「準主要計画」など積極的に見直すこと。



● 第4章 基本構想 ～10年間で達成しておきたいこと～ 10

第1節 [全体]	10
第2節 [ひと]	10
第3節 [まち]	11
第4節 [市役所]	14

・それぞれの政策において、「現況と課題」、「施策の方向性と目標」、「実施のための政策体系」などの内容を見直す。  
・政策体系図の見直し

多彩な真庭の豊かな生活

● 第5章 基本計画 15

第1節 目的と計画期間	15
第2節 施策推進の「4つ」の柱	15
第3節 真庭市民の誇りと責任	16
第1項 だれもが尊重され存在を認め合う	
第2項 「市の主権者」「地域の人」として意識し行動する	
第4節 ライフスタイルを実現する可能性の進化	20
第1項 一人ひとりの可能性を広げる（子育て・教育）	
第2項 安心な生活を地域で支え合う（健康・福祉）	
第5節 多彩で循環性のある持続可能なまち	24
第1項 多彩な地域の個性を育てる	
第2項 地域資源を生かした「回る経済」を確立する	
第6節 生活しやすく品格のある都市	28
第1項 生活の安全安心を高める	
第2項 生活の中で文化を楽しむ	
第3項 人が暮らし風景と快適な住環境をつくる	
第4項 中心市街地とネットワーク型都市を形成する	
第7節 「ひと」と「まち」の将来に責任を持つ市役所	36
第1項 「ひと」と「市役所」の新しい関係を築く	
第2項 効率的に「市役所」を経営する	

● 第6章 政策体系図 40

ひと 真庭ライフスタイルの主人公であり、真庭市の未来を創ります。

まち 「ひと」のライフスタイルを実現するための仕組みを備えています。

市役所 「ひと」と一緒に多彩な「まち」を実現します。

# 総合計画（基本計画）見直しの具体的手法

第4

第1

一人の可  
「真

・社会情勢の変化や個別施策の進捗などに対応するよう見直しを行う。

・第2期総合戦略策定により、基本計画に反映すべきものを追加・修正する。

## ● 子どもの人権

真庭市でも虐待やいじめなど子どもの心と命に係わる事例が起きており、すべての子どもたちが安心して生活し成長できているとはいえません。「子どもの貧困<sup>※1)</sup>」の問題が生じています。子どもが安心して育つ上で対応しなくてはならない喫緊の課題です。

## ● 生むこと・育てること（生み育てやすい環境づくり）

親は安心して子育てでき、子どもはのびのびと成長できる「まち」になるために、個人のライフスタイルに合わせて「生むこと・育てること」の支援を受けられるよう、「ひと」の意識の醸成と「まち」の仕組みを早急につくることが課題です。

## ● 就学前の子育て・家庭教育の支援

少子化や核家族化などで子育て環境は真庭市でも変化していますが、認定こども園の整備など時代の変化に応じた子どものための子育て・家庭教育環境の充実が十分に進んでいません。

## ● 地域と連携した学校教育

これまで地域に開かれた学校づくりを推進してきましたが、地域の力を学校教育に十分に生かせていません。子どもにとって学校は、生きる自信と力を養う大切な場所です。そのため、学校教育行政は長期的な展望と見通しを持ち、学校の規模と機能の質と量を考えていく必要があります。豊かな自然環境を生きてや教育に生かしていくことも重要です。

## ● 生涯にわたる学習環境の整備

豊かな人生をおくるためにはだれもが学ぶことが大切ですが、都市部と比べその機会が少ない状況です。また市民の関心の多様化には行政主体の事業だけでは対応できていません。図書館の蔵書数と年間貸出し数は県内でも非常に低く、年間利用率も県内平均を下回っています。

- 子どもが誇りと意欲を持つために、家庭や地域の中で、生きることの心地よさや誇らしさを感じ自分が大切な存在であることと自分の可能性を実感することができる子育て・教育環境を整備します。
- 子どもの権利を保障するために、人権侵害から子どもを守るだけでなく、地域の中で自信を持って生きることができるよう子どもを権利の主体として尊重することが必要です。虐待やいじめ、差別などによって苦しんでいる子どもの発するサインを見逃さず、相談、見守り、支援体制の充実を図ります。
- 貧困のない、貧困の連鎖を断つ社会の実現は、子どもに対する社会全体の責任です。地域で子どもを育てる仕組みと学ぶ意欲を応援する体制をつくることで、すべての子どもが安心して生きられる将来へつなげます。
- ライフスタイルに合わせた「生むこと・育てること」の支援を受けられるよう、従来の固定的な役割分担や就業の考え方を変え、互いのライフスタイルを尊重した市民意識の醸成に真庭市全体で取り組みます。特に、ワーク・ライフ・バランスに対する地域や社会の理解を深めるための啓発活動を進め、市役所が率先してライフスタイルを尊重した働き方の制度を導入します。

教育と社会福祉は、人生と生活の安全を保障するもので、社会の責任であり「ひと」とっては重要な権利です。どちらが欠けてもライフスタイルを実現することはできず、この二つがそろってはじめて、ライフスタイルの実現の可能性が広がります。

施策の方向性と目標

- 「生むこと・育てること」への支援の充実に「まち」全体で取り組み、子どもを地域ぐるみで見守り、育むための支援体制を整備することで、出産・子育て・教育の各段階で親子が安心して生活できる環境づくりを進めていきます。
- 認定こども園の設置など、「市内のどこに住んでも子どものための就学前教育が受けやすい環境整備を進めます。
- 自立的な子育て支援団体を地域に育成し、学校・家庭・地域の連携を強化することで、子どもが地域活動に参画し役割を担うなど「参加型民主主義」の実践や、地域の力を学校に取り入れ開かれた学校教育環境を整備します。
- 学校教育を地域に積極的に公開し情報を発信するとともに、地域の文化や歴史を教材にした学習を進めていきます。
- 学齢期にふさわしい学力と集団性を培うための学校運営を行い、学校教育の質を上げ、真庭市でそして日本や世界で生きていく「ひと」を育みます。また、テストでは測れない「生きる力」をつけるための多様な学びを実践します。
- 真庭市の教育の強みを生かした学校教育の長期的な展望と見通しを持ち、学校の規模と機能の質と量を市民と一緒に考えていきます。
- 「もりのようちえん」のような自然環境を生かした体験学習や、地域の熟年者とのふれあいを通じて地域の歴史、文化、仕事、暮らしを学ぶことで、地域に愛情を持つことのできる「ひと」を育てていきます。
- だれもが「学ぶ楽しさ」[知るよろこび]「実践する面白さ」を実感し、好奇心と創造性を育むことができるよう、市民や団体、事業所などの学習事業の連携や情報発信を進め、多様な学習機会の提供を支援します。
- 「本の香りがするまちづくり」を目標に、地域の特長を生かした図書館づくりに取り組み、さらに市内外の関連施設との連携を進め、学ぶ環境の質の向上と機会提供を図ります。

### ひと

- 子どもが辛いときや苦しいとき、だれかに伝えることができる

### まち

- 地域が子どもの心と命と人生を守る
- 「生むひと・育てるひと」を地域で支える
- 小学校あるいは中学校区毎の学校支援組織をつくる
- 子育てや家庭教育環境の充実に「まち」全体で取り組んでいく
- 市民活動や企業などによる学習・教育の機会がある
- 生活の中で本の香りがする

### 市役所

- 教育情報を積極的に提供する
- 「生むこと・育てること」の支援を市全体で考え、話し、実践推進する
- 地域人材の学校教育参画の制度をつくる
- 地域教材を市民と開発する
- 学習環境の質と機会の向上を進め、「ひと」と「まち」の連携を支援する
- 地域の個性を生かした子育て・教育を支援する

政策体系図の見直しを反映

### 実施のための政策体系

教育振興基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生涯学習基本計画</li> <li>● 文化振興計画</li> <li>● 学校適正配置方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図書館基本構想</li> <li>● 青少年健全育成推進方針</li> </ul>
地域福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども・子育て支援事業計画</li> </ul>	

### 連携する施策

- 安全安心のまちづくり
- 地域活性化
- 情報ネットワークの整備
- 健康づくり
- 就業環境整備・雇用

施策の方向性と目標

※1) 子どもの貧困：平均的な所得の半分を下回るなど貧困世帯で生活する子どものことで、貧困が固定化し世代間で連鎖する問題

# 総合戦略策定の具体的手法

## 第2期「総合戦略」 <第2期「総合戦略」の政策体系>

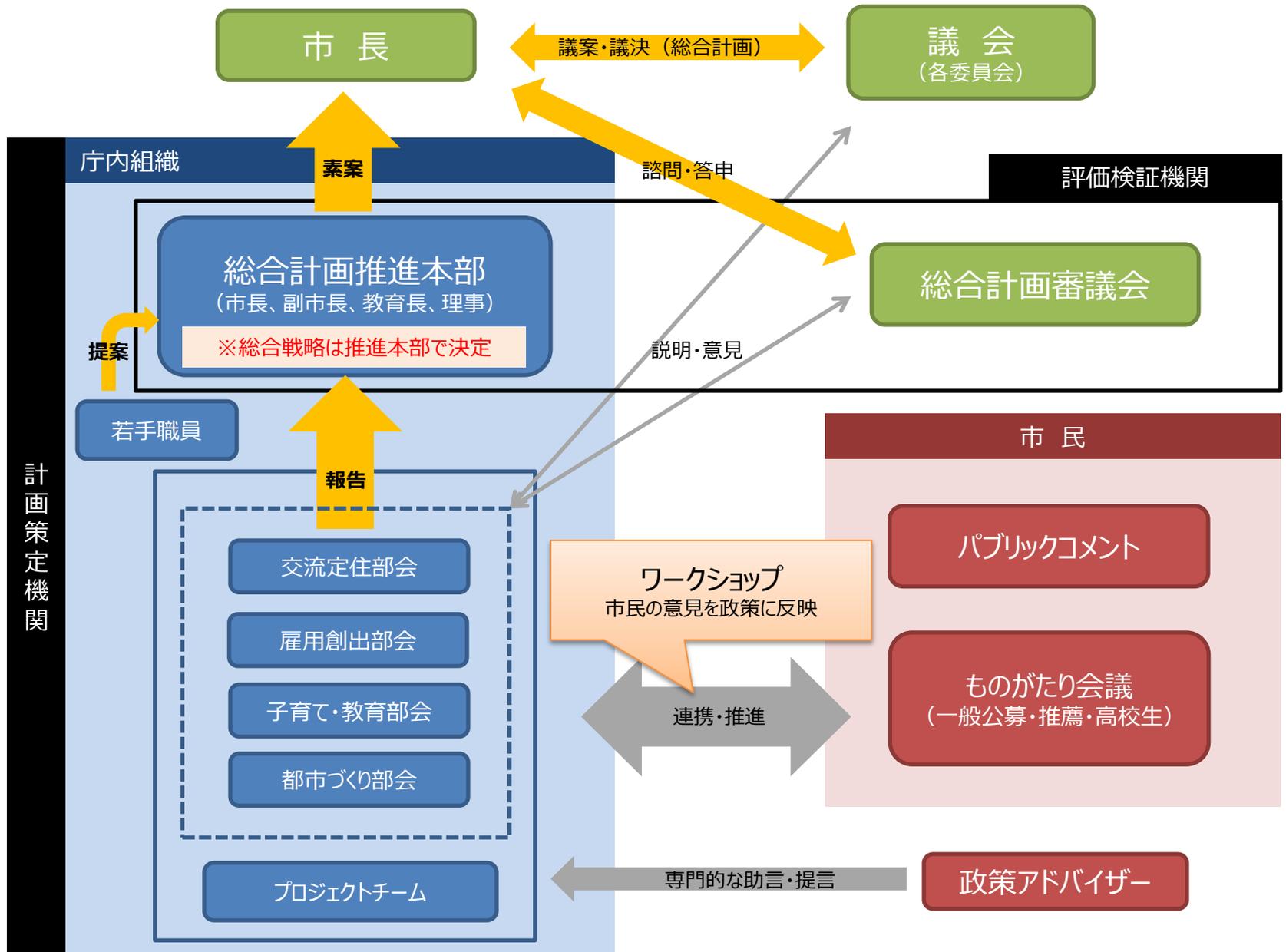


# 総合戦略策定の具体的手法

- ①第1期総合戦略事業について、各担当課による**分析、原因把握**を行い、
- ②戦略事業としての効果が高く、今後も継続が必要なものは計上
- ③効果が認められなかった事業にあっては、同等の事業を計上することなく、手法の改良等により効果が見込まれ、かつ必要な事業のみ計上
- ④**職員提案による人口減少対策事業**として整理された事業を計上する
- ⑤市民参画の下で、新たな政策課題等を把握しながら、**市民意見・市民ニーズに基づく新規施策**を形成し、戦略に計上する
- ⑥事業目的や効果が明確にでき、市民納得性のあるKPI・アウトカム指標を設定する

(定量評価がなじまない文化や教育などについては定性評価も検討し、一般論ではなく真庭市民にとっての寄与度を評価できる指標を設定する)

# 計画策定に向けての推進体制（案）



# 個別組織の概要

## ● 総合計画推進本部

人口フレームや将来像など総合計画の重要事項について検討を行うとともに、基本計画の各分野の施策調整（関連部との施策の調整）や成果指標の精査などを行い、基本計画の素案を策定する。

### 【所掌事項】

- (1) 総合計画の素案及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 前号に関し必要な調査及び研究に関すること。
- (3) 総合計画及び総合戦略の推進管理に関すること。
- (4) 総合計画及び総合戦略の推進方針の策定に関すること。
- (5) その他総合計画及び総合戦略の推進に係る重要事項に関すること。

■ 構成：庁内組織

■ 実施予定：毎月1回随時（理事者会の後）

※政策体系を見直し、必要な部会を検討、設置。

※総合計画と総合戦略を一体的に策定するため、「まち・ひと・しごと創生本部」を廃止し、「総合計画推進本部」に統合。

※本部員を「各部局長等」から「理事」に改正。

総合計画推進本部	所属	氏名
本部長	市長	太田 昇
副本部長	副市長	吉永 忠洋
副本部長	教育長	三ツ 宗宏
本部員 21名	総務部長	中谷 由紀男
	総務部次長	金谷 健
	総合政策部長	有元 均
	危機管理監	橋本 敏郎
	生活環境部長	澤山 誠一
	健康福祉部長	岸本 真治
	産業観光部長	新田 直人
	建設部長	頭山 龍一
	議会事務局長	河本 京子
	教育次長	赤田 憲昭
	会計管理者	渡邊 伸之
	蒜山振興局長	高見 智
	北房振興局長	上島 芳広
	落合振興局長	松尾 憲和
	勝山振興局長	河島 賢治
	美甘振興局長	畦崎 宜久
	湯原振興局長	大熊 昭
	消防長	大美 勝
湯原温泉病院事務部長	須田 昌宏	
(一社)真庭観光局事務局長	木村 辰生	
岡山県農業共済組合真庭支所長	小谷 仁志	

# 個別組織の概要

## ●部会（4部会：雇用創出、交流定住、子育て・教育、まちづくり）

市職員を部会員とし、総合計画及び総合戦略の推進管理に必要な調査及び検討させるため、部会を設置する。  
部会員は、市職員のうちから部会長が指名する。

市民の意見を反映した総合戦略に掲げる、5年間の具体的施策（案）を決定し、推進本部へ報告。

- 構成：各部会に関係する部局長等から推薦された数十名（課長、GLなど）
- 実施予定：4月～9月
- 予定回数：約10回（概ね2週間に1回）（部会、WSを開催）

※各部会が横断的に連携し、意識統一を図るため部会長会議（不定期）も開催。

部会名	担当セクション		部会長	部会長代理	事務担当	総合政策課 (担当)
	総合計画 (基本計画)	総合戦略 (基本目標)				
雇用創出部会	第5節 多彩で循環性のある 持続可能なまち	【基本目標1】	産業観光部長	総合政策部長	産業政策課長	柿本
		安心して働ける	新田 直人	有元 均	浅野 晃彦	有富
交流・定住部会	第3節 真庭市民の誇りと責任 第7節 「ひと」と「まち」の将来 に責任を持つ市役所	【基本目標2】	総合政策部長	総務部長	交流定住推進課長	有富
		つながり、ひとの流れ	有元 均	中谷 由紀男	児玉 正裕	吉村
子育て・教育部会	第4節 ライフスタイルを実現 する可能性の進化	【基本目標3】	健康福祉部長	教育次長	子育て支援課長	曾根田
		結婚・出産・子育て	岸本 真治	赤田 憲昭	石田 明義	富永
都市づくり部会	第6節 生活しやすく品格のある 都市	【基本目標4】	建設部長	生活環境部長	都市住宅課長	難波
		安心して暮らす	頭山 龍一	澤山 誠一	今石 健司	田島

# 個別組織の概要

## ● P T（プロジェクトチーム）

専門的な見地から職員の意見やアイデアを反映し、各施策分野における現況と課題、政策や施策、各種計画の洗い出し、総合計画素案づくりを行う。

ものがたり会議とのワークショップを通じ、総合計画（基本計画）及び総合戦略（基本目標）に反映できる意見を探る。総合戦略では今後 5 年間で特に取組むべき具体的な事業をとりまとめ、総合計画の基本計画の見直し（案）を各部会に提出。

- 構成：各課長等から指名された数十名
- 実施予定：4月～9月
- 予定回数：約10回（概ね2週間に1回）（総括者：総合政策課長が招集。部会と調整）

## ●ものがたり会議

市内に住所を有するか、市内に通勤又は通学する者から公募し、市長が選任する。

総合計画に関し、広く市民の意見を募り、総合計画に反映させるために、総合計画の策定に必要な調査、研究及び検討を行い、その結果を市長に意見提言する。

※職員 P T と連携し合同会議（ワークショップ等）を実施。

※各部局において、関係者を推薦。（SDGs パートナー、SDGs 円卓会議の幹事など）

## ●総合計画審議会（真庭市附属機関設置条例）

団体代表者や学識経験者で構成する審議会を設置し、市長の諮問に応じ計画案に関する事項について調査及び審議を行う。

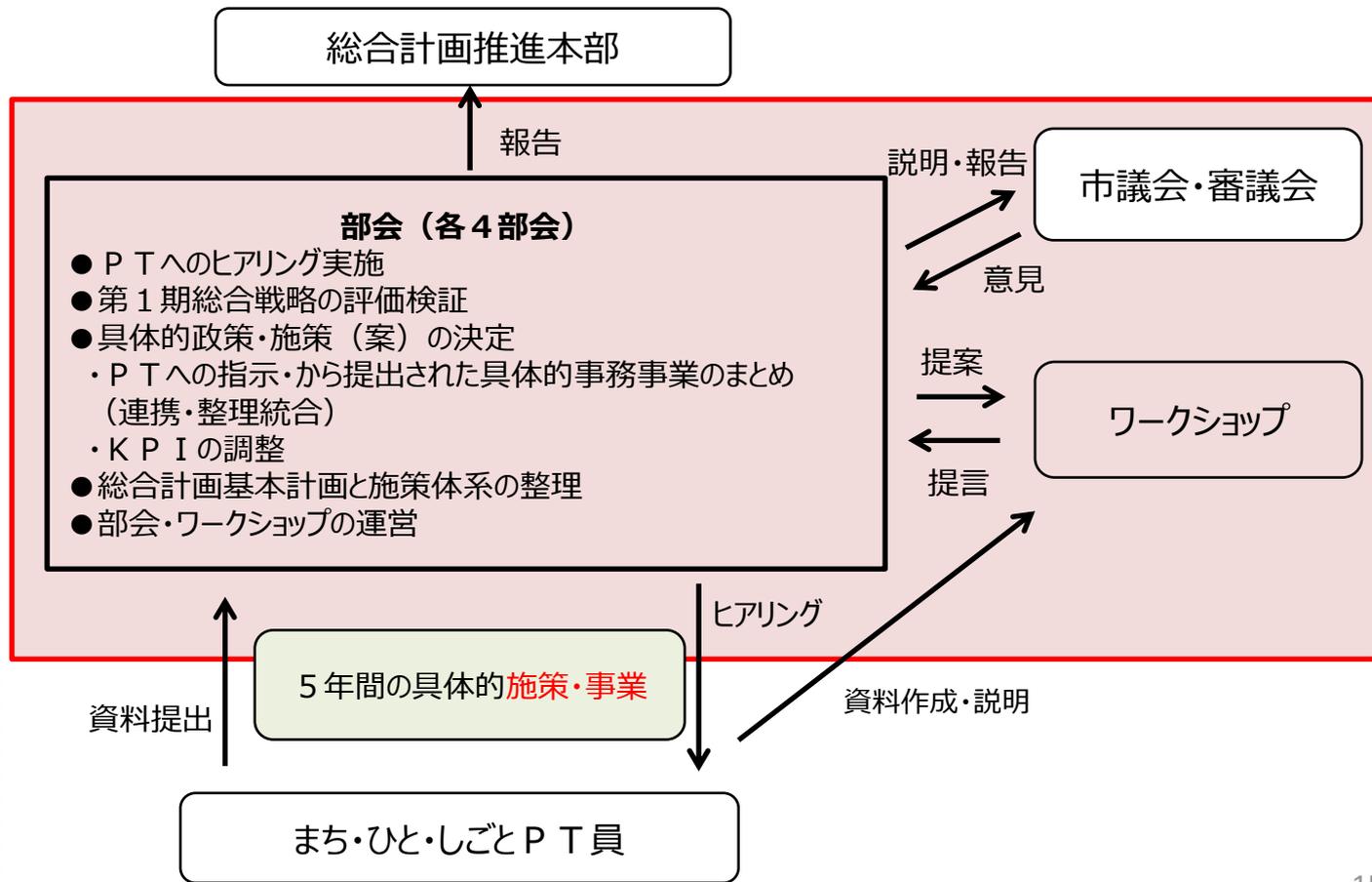
- 審議会委員：任期 R2.4～2年間（18人）

# 部会の役割

## ● 市民の意見を反映した、総合戦略に掲げる5年間の具体的政策・施策（案）及び総合計画基本計画の見直し（案）を総合計画推進本部へ報告

- ・具体的政策・施策（案）及び総合計画基本計画見直し（案）の決定  
部会開催：第1期戦略の評価検証・新規事業・事業整理・K P Iの調整  
市民意見等を反映させるためワークショップの開催

↓  
・推進本部へ報告



【部会の構成について】  
施策レベルでの判断が求められることから、原則部局長・課長レベルで構成。  
ただし、案件により部局長・課長以外の者を部会員として部会長の指名により召集することができる

# P T（プロジェクトチーム）の役割

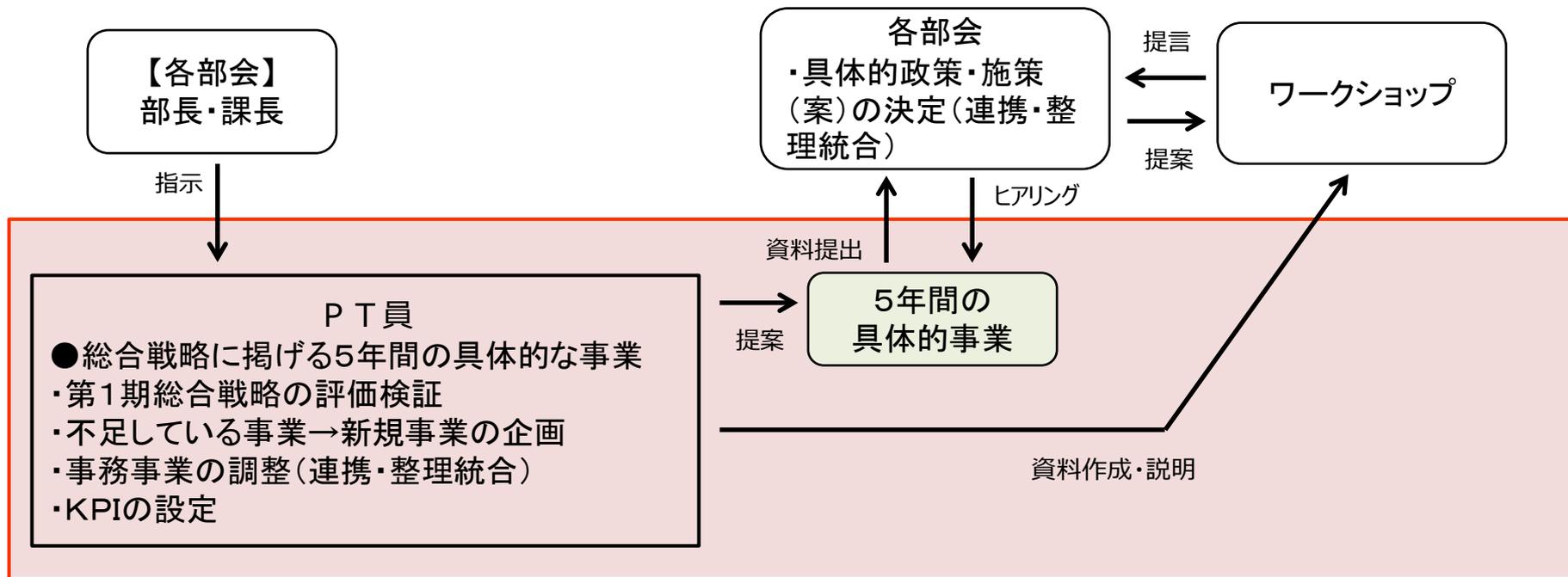
## ● 総合戦略に掲げる、5年間の具体的な事業をとりまとめ、各部署に提出

- ・人口減少及び年齢構成の安定化に向けた事業を検討（新規事業・事業統合）
- ・その事業の目的を検討し、目的に沿ったK P Iを設定

### 【役割】

各課にP T員を設置し、具体的な事業をとりまとめ

- ・部会の資料作成
- ・ワークショップの資料作成及び説明



○真庭市総合計画推進本部規程

平成18年5月1日

訓令第16号

改正 平成19年3月30日訓令第27号

平成20年3月27日訓令第7号

平成23年3月23日訓令第20号

平成24年3月30日訓令第27号

平成26年3月31日訓令第7号

平成27年3月31日訓令第5号

平成29年10月10日訓令第32号

平成31年3月29日訓令第8号

令和元年(2019年)10月30日訓令第7号

(設置)

第1条 真庭市基本構想及び基本計画(以下「総合計画」という。)並びに真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の確実な推進を図るため、真庭市総合計画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の素案及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 前号に関し必要な調査及び研究に関すること。
- (3) 総合計画及び総合戦略の推進管理に関すること。
- (4) 総合計画及び総合戦略の推進方針の策定に関すること。
- (5) その他総合計画及び総合戦略の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は理事のほか、本部長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、所管部署の推進体制を整備し、所管の事業の評価を行い、総合計画及び総合戦略の推進方針案を作成する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 本部長は、必要に応じ総合計画及び総合戦略の推進管理に必要な調査及び検討させるため、部会を設置することができる。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び副部会長は本部長が指名する。

4 部会員は、市職員のうちから部会長が指名する。

(部会長及び副部会長の職務)

第7条 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、総合政策部総合政策課において処理し、各部会の庶務は、各部会長において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第27号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日訓令第7号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月23日訓令第20号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第27号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月10日訓令第32号)

この訓令は、平成29年10月10日から施行する。

附 則(平成31年3月29日訓令第8号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年(2019年)10月30日訓令第7号)

この訓令は、令和元年11月1日から施行する。